



1 申告会場での待ち時間短縮のためご協力ください

- (1) お住まいの自治会ごとの日程・会場にお越しください（「8 地区割表」参照）。
指定された日程でのご来場が難しい方は、別の日程・会場でも申告可能ですが、ご協力をお願いします。
- (2) 開場・受付時間は全会場共通です。開場：午前9時、申告受付：午前9時～午後3時
- (3) 営業・農業・不動産の申告をする方は必ず収支の内訳をまとめたものを記入のうえお持ちください（「5 収入・経費のまとめ方」参照）。
- (4) 医療費控除を申告する方は必ず医療費の合計をまとめたものをお持ちください（「6 医療費のまとめ方」参照）。
- (5) 今年から各会場の休館日は申告受付を行いませんのでご注意ください。
※サントミュージゼは火曜日、丸子文化会館（大会議室）は月曜日が休館日です。



2 申告の対象者 フローチャート「4 あなたは市民税・県民税の申告が必要ですか？」もご覧ください。

(1) 市民税・県民税の申告が必要な方

令和8年1月1日現在、上田市に住民登録がある方で、以下に該当する方は市民税・県民税の申告が必要です。
ただし、税務署に確定申告書を提出した方、上田市に住民登録がある方の税法上の扶養親族になっている方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

- ① 営業、農業、不動産、配当、雑、一時、譲渡等の収入があった方
- ② 給与や年金の収入があった方で、別の収入があった方や所得控除を申告する方
給与が年末調整済みである、もしくは公的年金等の収入の合計額が400万円以下であり、その他の所得の合計額が20万円以下である方。
- ③ 申告をすることで市民税・県民税が非課税となる方
障がい者、ひとり親、寡婦、未成年で令和7年中の合計所得が135万円以下の方
- ④ 令和7年中に収入がなかった方や、遺族年金や障害年金等の非課税所得のみの方
- ⑤ その他
国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に参加されている方や、福祉・公営住宅・教育関係の制度等において市民税・県民税の申告が必要とされている方。各種制度に関する詳細は、各担当課へお問い合わせください。

(2) 税務署での申告が必要な方（詳しくは、税務署にお問い合わせください）

以下に該当する方は、税務署での申告をお願いいたします。

- ① 住宅借入金等特別控除初年度の申告をする方
- ② 株式や土地の譲渡所得を申告する方
- ③ 青色申告をする方
- ④ 雑損控除の申告をする方
- ⑤ 山林所得を申告する方
- ⑥ 暗号資産（仮想通貨）に係る雑所得の申告をする方 等

※所得税の確定申告は、スマートフォン・パソコンを利用した電子申告（e-Tax）をご利用ください。
詳しくは市HPをご覧ください。か、税務署にお問い合わせください。



確定申告に関するお問い合わせ
上田税務署
〒386-8720
上田市中央西 2-6-22
TEL 0268-22-1234

3 申告方法 申告会場は大変混雑します。可能な限り(2)電子申告、(3)窓口提出・郵送提出をご利用ください。

(1) 申告会場で申告

(2) 電子申告（eLTAX）

令和8年度から市民税・県民税申告は、電子申告の利用が可能になりました。
マイナンバーカードをお持ちの方が対象です。右のQRコードから申告手続きが行えます。



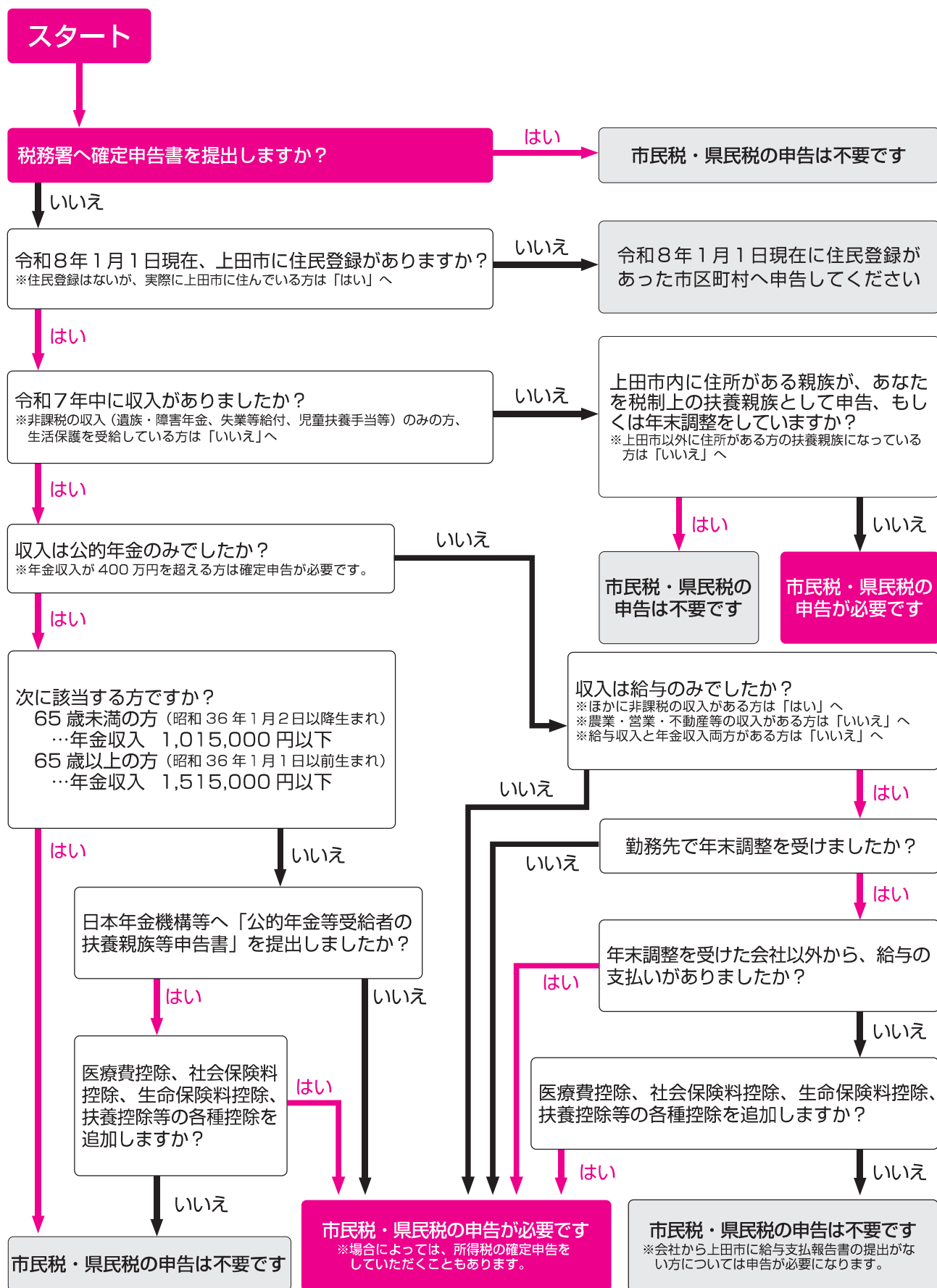
(3) 窓口提出・郵送提出

記入した市民税・県民税申告書と必要書類（「10 必要書類チェックリスト」参照）を次の場所に設置された「提出箱」もしくは「11 提出先・問い合わせ先」に郵送してください。

設置場所：申告会場、市役所1階税務課19番窓口、各地域自治センター窓口

4 あなたは市民税・県民税の申告が必要ですか？

申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。



5 収入・経費のまとめ方

- ① 営業・農業・不動産所得のある方は以下の収入・経費の項目ごとに金額を合計してください。
- ② 以下のとおり別紙の市民税・県民税申告書の裏面か収支内訳書に記入のうえお持ちください。
収支内訳書は上田市役所税務課、各地域自治センター、税務署に設置してあります。また国税庁ホームページからもダウンロードできます。

1 営業所得

R 7年中の
売上金額を
記入します。

所在地	上田市〇〇番地
業 種	製造業
科目	金額
売上金額	3,000,000
家事消費	
その他収入	500,000
収入合計①	3,500,000
売上原価	1,000,000
給料賃金	
地代家賃	340,400
減価償却費	
水道光熱費	
旅費交通費	
通信費	
損害保険料	
消耗品費	
租税公課	100,000
〇〇費	50,000
〇〇代	9,600
雑費	
経費合計②	1,500,000
専従者控除③	
所得金額①-②-③	2,000,000

経費はそれぞれ
かかった項目ご
との合計を記入
します。

該当する項目がない場合は
空白の欄を使ってください。

2 農業所得

所在地	上田市〇〇番地
業 種	米作農業
科目	金額
売上金額	1,000,000
家事消費	300,000
その他収入	
収入合計①	1,300,000
売上原価	500,000
減価償却費	
租税公課	50,000
種苗費	
肥料費	
飼料費	
農具費	
農薬・衛生費	
諸材料費	
修繕費	
動力光熱費	
農業共済掛金	
雑費	50,000
経費合計②	600,000
専従者控除③	
所得金額①-②-③	700,000

自家で消費した
分があれば記入
します。

3 不動産所得

種目	所在地
貸家	上田市△△番地
科目	金額
家賃	600,000
地代	
駐車場収入	
権利金	
収入合計①	600,000
減価償却費	
借入金利子	
租税公課	30,000
損害保険料	
修繕費	70,000
雑費	
経費合計②	100,000
専従者控除③	
所得金額①-②-③	500,000

6 医療費のまとめ方

医療費控除を申告する方は次のとおりご用意ください。

- ① 医療費通知がある方はお持ちください。郵送提出をされる方は添付してください。
- ② 医療費通知に記載のない医療費がある方は、例1のとおり、人ごとに領収書の金額を足し合わせてください。
- ③ ただし、生命保険や健康保険で補てんされる金額がある場合は、例2のとおり、対象となる医療費と補てん額を例1とは別に一行ごと記入してください。
- ④ ②、③の内容を以下のように任意の用紙に記載するか、医療費控除の明細書に記載のうえ提出してください。
医療費控除の明細書は上田市役所税務課、各地域自治センター、税務署に設置してあります。また、国税庁のホームページからもダウンロードできます。

人ごとに医療費の領収書の合計額を記入してください。
①の医療費通知分の医療費はここに含めないでください。
また、③の補てんの対象となる医療費もここに含めないでください。

	医療を受けた方の氏名	病院、薬局などの 支払い先の名称	支払った医療費の額	生命保険や社会保険で 補てんされる金額
例1	上田 桃子	〇〇薬局 他	75,300	
	上田 太郎	〇〇病院 他	250,000	
例2	上田 太郎	△△病院	35,000	20,000
	上田 桃子	〇〇病院	50,000	100,000

補てん額がある場合、このとおり、対象となる医療費
と補てん額を例1とは別に一行ごと記入してください。

4

8 地区割表 申告会場へお越しになる方へ

待ち時間短縮のため、お住まいの自治会ごとの日程・会場にお越しくださいますようお願いいたします。

- ① 開場：午前9時、申告受付：午前9時～午後3時
 ② 今年から各会場の休館日は申告受付を行いませんので、ご注意ください。
 ※サントミューゼは火曜日、丸子文化会館（大会議室）は月曜日が休館日です。

武石会場			自治会	地区
総合 武石 地域 センター	2月9日	(月)	鳥屋、片羽、下小寺尾、上小寺尾、唐沢小原、築地原、大布施巣栗、西武、小沢根	武石
	2月10日	(火)	沖、七ヶ、堀之内、権現	
	2月12日	(木)	藪合、中島、市之瀬、下本入、余里	
主会場			自治会	地区
サ ン ト ミ ュ ー ゼ	2月13日	(金)	踏入、泉町、上常田、中常田、下常田、北常田、常入	東部
	2月16日	(月)	材木町、南天神町、泉平、天神の杜、北天神町、松尾町、鷹匠町、本町、末広町、大手町、横町、海野町、原町、袋町、馬場町、丸堀町、木町	東部・南部・中央
	2月17日	(火)	休館日	
	2月18日	(水)	田町、北大手町、上川原柳町、下川原柳町、愛宕町、新田	中央・北部
	2月19日	(木)	上鍛冶町、鍛冶町、上房山、下房山、柳町、山口、上紺屋町、蛇沢、下紺屋町、鎌原、緑が丘、新屋、緑が丘北、緑が丘西	北部・西部
	2月20日	(金)	西脇、新町、諏訪部、生塚、常磐町、城北、小牧、諏訪形	西部・城下
	2月24日	(火)	休館日	
	2月25日	(水)	三好町、御所、中之条	城下
	2月26日	(木)	須川、中村、朝日ヶ丘、千曲町	城下
	2月27日	(金)	秋和、上塩尻、下塩尻、上田原	塩尻・川辺・泉田
	3月2日	(月)	倉升、神畑、下之条	川辺・泉田
	3月3日	(火)	休館日	
	3月4日	(水)	川辺町、東築地	川辺・泉田
	3月5日	(木)	築地、半過、福田、吉田	川辺・泉田
	3月6日	(金)	大屋、岩下、下青木、みすず台南、みすず台北、上青木	神川
	3月9日	(月)	梅が丘、久保林、黒坪、上沢、国分、下堀、上堀、畑山、富士見台	神川・神科
	3月10日	(火)	休館日	
	3月11日	(水)	伊勢山、野竹、西野竹、住吉が丘	神科
	3月12日	(木)	神科新屋、笹井、川原、岩門、染屋	神科
	3月13日	(金)	金井、大久保、長島、金剛寺	神科
	3月16日	(月)	指定なし	

上田出張会場			自治会	地区
塩田 公民館	2月9日	(月)	下組、富士山中組、奈良尾、平井寺、鈴子、石神、柳沢	東塩田
	2月10日	(火)	下之郷、桜、下本郷、東五加、五加、上本郷	東塩田・中塩田
	2月12日	(木)	中野、十人、塩田新町、東前山、西前山、手塚、山田、野倉	中塩田・西塩田
	2月13日	(金)	上小島、下小島、保野、学海南、舞田、八木沢、八舞、学海北、セレーノ八木沢、分去、大湯、院内、上手	中塩田・別所温泉
川西 公民館	2月24日	(火)	仁古田、岡、浦野、越戸、藤之木、浦野南団地、上室賀、ひばりヶ丘	川西
	2月25日	(水)	小泉、下室賀	川西
豊 殿 地 域 自 治 セ ン タ ー	3月2日	(月)	森、下吉田、林之郷、下郷、岩清水、矢沢、赤坂、漆戸	豊殿
	3月3日	(火)	大日木、長入、宮之上、小井田、中吉田、町吉田、ひかり、桜台	豊殿
真田会場			自治会	地区
真田 中央 公民館	2月16日	(月)	菅平、大日向、角間、横沢、十林寺、石舟、つくし	長
	2月17日	(火)	入軽井沢、岡保、傍陽中組、大庭、曲尾、萩、田中、下横道、中横道	傍陽
	2月18日	(水)	真田、戸沢、横尾、四日市、上横道、穴沢、三島平	長・傍陽
	2月19日	(木)	上原、下郷沢、小玉上郷沢、赤井、下塚、竹室、荒井、中原、表木	本原
	2月20日	(金)	大畑、下原、町原、出早	本原
丸子会場			自治会	地区
丸 子 文 化 会 館 （ 大 会 議 室 ）	2月26日	(木)	西内、平井、荻窪、和子	内村
	2月27日	(金)	下和子、辰ノ口、沢田	内村・丸子中央
	3月2日	(月)	休館日	
	3月3日	(火)	海戸、腰越	丸子中央
	3月4日	(水)	三反田、八日町、下丸子	丸子中央
	3月5日	(木)	中丸子	丸子中央
	3月6日	(金)	御嶽堂、北原、茂沢	依田
	3月9日	(月)	休館日	
	3月10日	(火)	長瀬中央、下長瀬	長瀬
	3月11日	(水)	飯沼、上長瀬	依田・長瀬
	3月12日	(木)	石井、坂井、狐塚、郷仕川原	塩川
	3月13日	(金)	尾野山、南方、藤原田	依田・塩川

9 令和8年度からの主な改正点

○給与所得控除の見直し

最低保障額が 65 万円（改正前：55 万円）になります。

○特定親族特別控除の新設

納税義務者が生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等（前年の所得が 58 万円超 123 万円以下）を有する場合には、納税義務者の総所得金額から、その特定親族の合計所得金額に応じた金額が控除されます。

○扶養親族等に係る所得要件の引き上げ

同一生計配偶者や扶養親族の前年の合計所得金額の要件が 58 万円以下（改正前：48 万円以下）に引き上げられます。

○勤労学生控除

合計所得の要件が 85 万円（改正前：75 万円）になります。

10 必要書類チェックリスト

収入	☐	給与・公的年金等の源泉徴収票	源泉徴収票の再発行は ①給与：勤務先 ②公的年金：日本年金機構（TEL 0570-05-1165）
	☐	収支計算書や帳簿類等	収入・経費の合計を計算したもの「5 収入・経費のまとめ方」参照
	☐	その他の収入	個人年金の支払証明書、配当の支払通知書等
控除	☐	医療費控除	医療費通知、領収書等（合計を計算したものも） 「6 医療費のまとめ方」参照
	☐	社会保険料控除	社会保険料、国民年金保険料等の納付額がわかる証明書等
	☐	生命保険料控除・地震保険料控除	保険会社等で発行した控除証明書等
	☐	寄附金控除	寄附先からの受領書や領収書、ふるさと納税仲介事業者が発行した証明書
	☐	住宅借入金等特別控除（2 年目以降）	税務署発行の住宅借入金等特別控除申告書・証明書、住宅ローンの年末残高証明書
	☐	障害者控除	身体障害者手帳等
	☐	その他の控除	控除証明書類等
その他	☐	マイナンバーカード等	申告者と扶養する家族のマイナンバーがわかるもの
	☐	口座番号	申告者本人名義の銀行口座がわかるもの
	☐	利用者識別番号（お持ちの方のみ）	利用者識別番号がわかるもの

11 提出先・問い合わせ先

郵送の提出先及び市民税・県民税の申告に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

〒386-8601 上田市大手 1-11-16「上田市役所 財政部 税務課 市民税係」宛

TEL 0268-23-5115 ※各地域自治センターには税の担当部署がありませんので、「税務課市民税係」にお問い合わせください。